

第3次とよあけ男女共同参画プラン  
策定基本方針



豊明市

市民生活部 市民協働課

## 内容

1 策定趣旨 .....	3
2 計画期間等 .....	4
3 市民意識調査 .....	4
4 第3次プランの構成 .....	4
(1) 第3次プランの基本方針の検討 .....	4
(2) 第3次プランの体系（第2次との変更点） .....	4
(3) 体系図.....	5

## 1 策定趣旨

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、「出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは成長戦略の中核である」とし、女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻すと明記しています。

「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について～多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築を～」(平成 26 年 4 月、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会)では、市町村が果たす役割として、男女共同参画計画の策定することが必要であること、現在努力義務となっている市町村の計画策定を義務付けにすることを検討すべきと記されています。

また、単に計画を策定するのではなく、実行性を高めるために、次のような取り組みも求められています。

- 計画の策定過程は、これまで男女共同参画と関連付けられてこなかった産業や防災等の分野に男女共同参画の視点を反映させる契機になるほか、職員が男女共同参画についての認識を深める機会となることから、庁内連絡会議を設置し、関係者の合意形成を行う。
- 計画策定過程に住民が参画する工夫を行う(策定委員会への住民の参画、意識調査の実施、各自治会等に出向いての意見交換会等)。
- 計画の実効性を確保するため、いつまでに何をするのか対外的に明示するよう、審議会等委員や職員の管理職に占める女性割合等、計画内容に関する数値目標を設定し、進捗を把握し、公表する。

また、愛知県では、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」(平成 23 年度)、「あいち仕事と生活の調和行動計画」(平成 24 年度)といった計画策定に加えて、近年では吉本明子副知事をリーダーに「女性が元気に働き続けられる愛知」の実現を目指して「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」、本県企業等における女性の活躍促進に向けた気運醸成を図るため、地元経済団体、企業、大学等が参加する「あいち女性の活躍促進会議」が開催され、女性の活躍を推進する取り組みが行われています。

本市においても、「第2次とよあけ男女共同参画プラン」(平成 19 から 26 年度)(以下、「第2次プラン」)。を策定して推進してきたところです。市の経済状況は、比較的堅調な県内の産業構造の恩恵もあり、全国的には堅調な部類にあります。しかし、日本全体が人口減少に突入し、高齢化や少子化といった社会環境変化が、今後の行政課題として大きなものとなることは明らかです。加えて、これらの行政運営の財源が増加することを安易に見込める状況にはありません。

このような中で、生活者の満足度を高めると同時に地域の活性化を図るためには、国や県の動きが示すとおり、男女共同参画の推進は欠かせない状況にあります。

そのため、男女共同参画の推進を長期的、網羅的かつ実効性あるものとするため、第3次となる「第3次とよあけ男女共同参画プラン」(以下、「第3次プラン」)。を策定します。

## 2 計画期間等

策定時期	平成 26 年度
計画期間	平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間（予定） （なお、計画期間中において必要に応じて見直しをする。）

## 3 市民意識調査

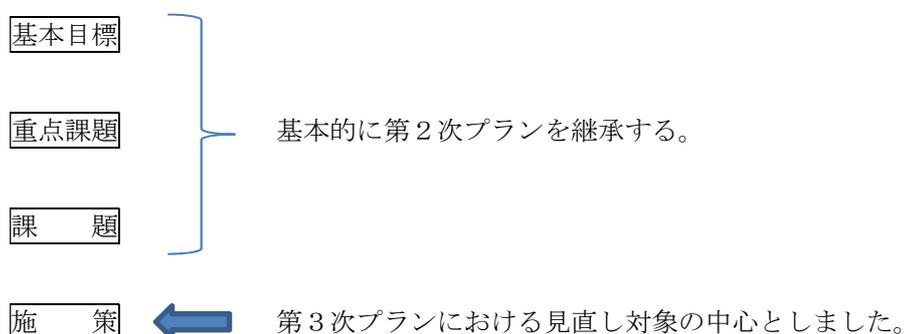
調査対象者	豊明市の住民基本台帳から無作為抽出した 20 歳以上の市民 2,000 名（平成 26 年 1 月 8 日現在）を対象とした。
手続き	平成 26 年 1 月 19 日送付。
結果	820 通を回収した（回収率 41.0%）。
回答内容	各種分野で、男性が優遇されている状況であることが確認された。

## 4 第3次プランの構成

### (1) 第3次プランの基本方針の検討

庁内の検討機関である豊明市男女共同参画プラン策定委員会（会長：市民生活部長 委員：課長 7 名）、及び、附属機関の豊明市男女共同参画懇話会（以下、「懇話会」）。において第 3 次プランに関する基本方針を検討しました。アンケート結果では現時点においても第 2 次プラン策定時と同様に男性の優遇されている状況は改まっておらず、また、近隣市町において策定されたものを確認しても大きな変更が行われていないことから、第 3 次プランの構成は、第 2 次プランとの連続性も考慮し、次のとおりとしました。

### (2) 第 3 次プランの体系（第 2 次との変更点）



次ページ「(3) 体系図」では、上記に基づいた第 3 次プランの体系を示しています。また、別添の「第 3 次とよあけ男女共同参画プラン 施策案」では、各施策の事業内容を記載しています。

(3) 体系図

基本目標	重点課題	課題	施策
I 男女平等教育・啓発の推進	1 男女平等教育の推進	(1) 学校教育等における男女平等教育の推進	男女平等教育の環境整備
			個を大切にし、多様な選択を可能にする教育の充実
			指導者（教職員・保育士）の男女共同参画意識の啓発
		(2) 生涯学習及び地域での教育の推進	保護者への啓発
			男女共同参画に関する学習機会の充実
			中高年男性を対象とした家庭や地域での暮らし方の啓発
	2 男女共同参画意識の啓発	(1) 市民への啓発事業の推進	高齢期の男女共同参画に関する意識啓発
			男女共同参画の視点にたった指導者養成と活動支援
			多様な人々が学習できる環境の整備
		(2) 新しい家庭文化創造の推進	男女共同参画に関する情報や行政資料の収集と貸出
			男女共同参画に関する情報発信
			男女共同参画に関するイベント等の充実
			広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
			ワーク・ライフ・バランスの普及
			男性への家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供
3 人権の尊重	(1) 性の尊重	家族が協力して自立した家庭を築くための認識の啓発	
		家族全員で家庭生活を担うための環境整備	
		男女が互いの性を尊重する性教育の充実	
		リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての啓発	
		(2) 女性に対する暴力の根絶	人権侵害としてのDVに対する認識の啓発
			デートDVに関する啓発
	DV相談体制の充実		
	関係機関との連携協力による被害者の実情に応じた支援		
	緊急保護支援体制の確立		
	自立のための支援体制の確立		
	(3) 人権侵害に対する救済	DVに関する調査研究の実施	
		女性に対する防犯への理解の促進	
ハラスメントの防止対策と啓発			
人権尊重についての教育・啓発			

基本目標	重点課題	課題	施策		
Ⅱ 社会参加における男女共同参画の推進	1 地域社会での男女共同参画の推進	(1) 自立的・自主的な市民活動の推進	男女共同参画に関わるグループやNPOなどへの支援		
			女性団体や男女共同参画に関わる団体などの交流ネットワークづくり		
			多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進		
			男女共同参画意識を高める講座などの実施		
			政策提言できる人材を育成するための講座の実施		
			人材情報の整備		
			託児サービスの充実		
		(2) 男女平等の地域コミュニティの活性化	講座等の開催時間の工夫		
			情報発信の工夫		
			区・町内会などにおける役職者への女性の登用促進		
			地域防災活動での女性の活躍推進		
			各種団体における男女平等の理解を促進		
			キャリアに関するサポート		
			2 就業における男女平等	(1) 就労支援の推進	就業・再就職支援の充実
					起業支援の充実
能力開発のための学習機会の充実					
就労に関する情報提供					
(2) 雇用環境整備の働きかけ	柔軟な勤務形態の推進				
	パートタイム労働等における均等待遇確保に関する啓発				
	地域社会活動の推進				
	「仕事と生活の両立」(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報提供の推進				
(3) 企業等への啓発	ファミリー・フレンドリー企業等の登録推進				
	法制度の周知徹底				
	各種情報の提供				
	商工会との連携				
	企業における女性参画の促進				
	各種団体等における女性参画の促進				
	市民・企業への意識調査の実施				
3 社会的性差のない環境づくり	(1) 社会的制度・慣行の見直し	習慣・慣行の見直しの働きかけ			

基本目標	重点課題	課題	施策
Ⅲ 生涯にわたる安心・安全な生活の確保	1 次世代育成支援	(1) 総合的な子育て支援	子育て支援の施設の充実と活用
			多様なニーズに対応する保育サービスの充実
			子育てに関する多様な情報提供
			子どもを対象にした出会いや活動の場の提供
		(2) 子どもへの虐待防止	早期発見のための環境整備
			被害を受けた子どもへの支援体制の整備
	2 高齢者・障がい者支援	(1) 高齢者・障がい者福祉の充実	高齢者・障がい者の自立支援
			高齢者の生きがい支援と社会参加の促進
			障がいのある子どもを持つ家庭に対する子育て支援の充実
			障がい者の福祉サービスの充実
		(2) 過重負担の解消	介護サービスの充実
			介護の社会化と介護分野での男女共同参画に関する情報提供と啓発
			介護環境の整備と支援
	3 心と身体の健康支援	(1) 健康維持支援	性差に配慮した健康づくりの推進
			健康に関する正しい知識の普及
4 社会的支援の拡充	(1) 災害時における女性等への配慮	防災・災害時における意思決定の場への女性の参画推進	
		男女共同参画の視点に立った防災・災害時対策の推進	
		女性や障がい者の視点に立った災害時の環境整備	
	(2) 外国人に向けた支援	在住外国人への情報提供と相談体制の充実	
		外国人市民をサポートするボランティア団体の設立と支援	

基本目標	重点課題	課題	施策
IV 計画の推進・評価	1 推進及び評価	(1) 計画推進体制の整備	市民協働で計画を推進するための取り組みへの支援
			男女共同参画社会を支える環境の整備
		(2) 評価体制の確立	評価基準の設定及び適正評価等に基づくプランの見直し
			(3) 調査・研究
		2 庁内体制の整備	(1) 推進組織の整備
	審議会等における女性委員の登用促進		
	男女共同参画に関する情報発信体制の充実		
	性別にとらわれない職務分担の促進		
		市政の課題への男女共同参画の視点の導入	
	(2) 意識改革の推進	男女共同参画に関する市職員研修の実施	
		職員における「仕事と生活の両立」(ワーク・ライフ・バランス)の推進	
		ハラスメント防止のための研修の実施と情報提供	